

1 事案

(1) 奨学金の返還に係る据置期間の利息の徴収

1 申出要旨

私の息子は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金を受けながら専門学校に通っていたが、体調不良により退学することとなった。退学に当たり、機構の相談窓口である「奨学金返還相談センター」に奨学金の返還手続を照会したところ、「奨学金の返還開始までに6か月の据置期間があり、もし据置期間中に返還したとしても、返還日は、据置期間終了後の初回返還期日となるため、待機期間中の利息が発生する」との説明を受けた。

直ちに返還しても、待機期間終了後に返還したものとして、その期間中の利息を取るということに納得できないので、6か月の据置期間を置かずに返還する場合には利息をとらないようにする等柔軟な対応をしてほしい。

(注) 平成 23 年 12 月 愛媛事務所受付相談事案

2 制度の概要

(1) 機構の概要

機構は、機構法（平成 15 年法律第 94 号）第 3 条に基づき、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、わが国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成を資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とし、i) 奨学金貸与事業、ii) 学生生活支援事業、iii) 留学生支援事業を行っている。

(2) 奨学金貸与事業について

機構は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、無利息の第一種奨学金及び貸与終了後は利息が発生する第二種奨学金の貸与事業を行っている。

(i) 奨学金の資料

第一種奨学金及び第二種奨学金は、貸与を受けるために、それぞれ学力基準、家計基準が設けられており、第一種奨学金については、無利息であるため、第二種奨学金に比べて厳しい基準を設けている。詳細については、以下の表 1 のとおりである。

表1 第一種奨学金と第二種奨学金の比較

区分		第一種奨学金	第二種奨学金
対象学種		大学・短期大学、高等専門学校 大学院、専修学校専門課程	大学・短期大学、高等専門学校（4、5年生）、大学院、専修学校専門課程
貸与月額		学生が選択（高い月額、低い月額） ※私大・自宅通学の場合 3万円、5万4千円から選択	学生が選択 ※大学の場合 3、5、8、10、12万円から選択
貸与基準	学力基準	①高校成績が3.5以上（1年）又は ②大学成績が学部内において上位1/3以内（2年生以上）	①平均以上の成績の学生 又は ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 又は ③学修意欲のある学生
	家計基準	955万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与取得者の場合の目安	1,207万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安
返還方法		卒業後20年以内	卒業後20年以内の元利均等返還
返還利率・返還利息		—	上限金利3%（在学中は無利息） 利率固定方式（平成24年4月現在1.22%） と利率見直し方式（同1.22%）の選択制

（注） 機構資料に基づき、当室が作成した。

（ii）奨学金の貸与状況

平成22年度における第一種奨学金及び第二種奨学金の貸与状況をみると、表2のとおり、貸与人員は、123万1378人（うち新規貸与人員は42万7513人）であり、大学における第二種奨学金が70万9525人（うち新規貸与人員23万119人）と最も多くなっている。

また、貸与金額は、1兆118億1500万円となっており、貸与人員と同様に大学における第二種奨学金が6037億7200万円と最も多くなっている。

第一種奨学金と第二種奨学金を比較したところ、利息付きである第二種奨学金が貸与人員及び貸与金額について第一種奨学金を上回っている。

表2 平成22年度における奨学金の貸与状況

(単位：人、百万円)

区分	貸与人員		貸与金額
		うち新規貸与人員	
第一種奨学金	362,019	118,717	252,690
高等学校	1	0	0
大学	264,862	74,880	169,373
大学院	64,867	30,099	64,324
高等専門学校	6,506	1,725	2,605
専修学校	25,783	12,013	16,387
第二種奨学金	869,359	308,796	759,126
大学	709,525	230,119	603,772
大学院	24,094	14,257	25,416
高等専門学校	440	241	361
専修学校	135,300	64,179	129,577
合計	1,231,378	427,513	1,011,815

(注) 1 機構資料に基づき、当室が作成した。

2 四捨五入の関係で貸与金額の計は一致しないことがある。

(iii) 返還金の回収状況

平成22年度における第一種奨学金及び第二種奨学金の返還状況をみると表3のとおり、第一種奨学金については、要返還人員131万5千人、要返還金額2,207億円に対し、返還人員は113万7千人、返還金額1,673億円であり、第二種奨学金については、要返還人員150万5千人、要返還金額2,177億円に対し、返還人員は134万2千人、返還金額1,859億円となっている。

第一種奨学金及び第二種奨学金の合計をみると、要返還人員282万人、要返還額4,384億円に対し、返還人員247万9千人、返還額3,532億円であり、人員及び金額における返還率は、87.9%、80.6%となっている。

繰上返還額についてみると、第一種奨学金及び第二種奨学金は、それぞれ284億円、750億円であり、合計は1,034億円となっている。

表3 平成22年度における返還金の回収状況等

区分	第一種奨学金		第二種奨学金		計	
	千人	億円	千人	億円	千人(割合)	億円(割合)
要返還 (期日到来分のみ)	1,315	2,207	1,505	2,177	2,820(100)	4,384(100)
うち返還	1,137	1,673	1,342	1,859	2,479(87.9)	3,532(80.6)
うち未返還	178	534	163	317	341(12.1)	852(19.4)
(参考)繰上返還額	—	284	—	750	—	1,034

(注) 機構資料に基づき、当室が作成した。

(3) 第二種奨学金の返還について

奨学金の返還期限は、機構法施行令（平成 16 年政令第 2 号）（以下「施行令」という。）第 5 条第 1 項に基づき、「貸与期間の終了した月の翌月から起算して 6 月を経過した後 20 年以内で機構の定める期日」とされており、第二種奨学金における利率については、①貸与終了時に利率が決定される「利率固定方式」、②貸与終了時に決定された利率を 5 年ごとに見直す「利率見直し方式」があり、貸与の際に奨学生が①もしくは②を選択できることとなっている。

貸与期間の終了した月の翌月から起算して 6 か月間については、機構奨学規程（平成 16 年規程第 16 号）（以下「奨学規程」という。）第 26 条に基づき、「据置期間」と称しており、この据置期間中においても、選択した上記①もしくは②による利率に基づいた利息が発生しており、返還回数で除した額が毎月の返還額に加えらるることとされている。

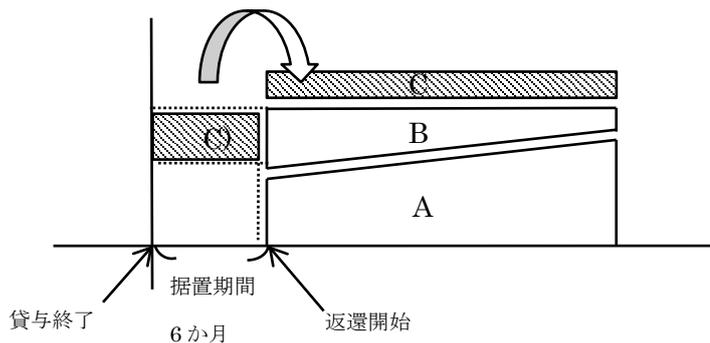
また、施行令第 5 条第 1 項に基づき、貸与を受けた奨学金の一部又は全部については、据置期間内であっても繰上返還ができることとされているものの、奨学規程第 27 条に基づき、奨学金の貸与を受けた者が据置期間中（初回返還期日までの期間内）に初回割賦金若しくは初回割賦金と併せて 2 回目以降の割賦金を返還する場合（一部繰上返還）は、初回返還日に返還したものとみなされ、6 か月据置期間を置いて返還した場合と同様、6 か月分の据置期間利息が発生することとなる。

各返還例における据置期間利息は、以下の例 1 及び例 2 のとおり同額となる。

（図中 A：元金、B：通常利息、C：据置期間利息）

（例 1）据置期間経過後に返還した場合（一般的な返還の場合）

据置期間 6 か月を置いて返還を開始した場合、据置期間利息（C）が発生するため、返還開始後にその金額を返還回数で除した額を返還することになる。



（例 2）据置期間中に一部繰上返還を行う場合

据置期間は 6 か月であるが、その据置期間中に一部繰上返還をした場合、6 か月の据置期間経過前に一部返還しているが、利息の再計算等は行っておらず、上記例 1 と同様に 6 か月分の据置期間利息が発生し、返還回数で除した額を返還することになる。

3 機構の意見

(1) 据置期間の制度を設けている理由

奨学金は経済的理由により修学困難な学生に貸与するものであることから、奨学生が貸与終了後直ちに返還することは困難であると考えられる。貸与終了後、社会人となるなど新たな環境で生活することとなった当初は、様々な出費が重なる等、奨学金の返還を開始するに適當でない状況にあると想定されることから、据置期間を設けず、奨学生に対して貸与終了後直ちに返還の義務を生じさせることは、奨学金制度の趣旨に沿わないと考えている。

また、貸与総額及び利率等が確定するのは卒業の直前（3月上旬）であり、これを踏まえて機構では、本人から学校経由で提出させた必要書類等に基づき、10月の初回返還期日に向けて本人及び保証人等の情報整備、割賦額及びその内訳の算出及び本人等への通知等の処理を行っている（当該通知は8月頃に実施）。

(2) 据置期間における繰上返還の件数

平成23年3月貸与終了者約31万件のうち、据置期間中の第二種奨学金に係る繰上返還については、約4,000件（全部繰上返還：約3,920件、一部繰上返還：約80件）である。一部繰上返還の件数が全部繰上返還の件数と比較して少なくなっている理由としては、単に需要の相違であると考えられるが、奨学生からの据置期間中に一部繰上返還をしたい旨の問い合わせに対して、6か月分の据置期間利息が発生することを教示していることにより、対応を変更しているケースもあると考えられる。

(3) 据置期間内に一部返還した場合、据置期間利息の再計算を行っていない理由

前記（1）のとおり、据置期間は奨学生が貸与終了後直ちに返還することは困難であると考えて設けているものであり、基本的にこの期間中の返還は想定していない（ただし、個別の返還者の利便性を考慮し、据置期間内であっても、返還額の一部又は全部について繰上返還ができることとしている）。

また、事業運営に国費が投入されている独立行政法人としては、利用者へのサービスや利便性の向上と、国費で賄われている事業運営に係る経費を抑制することによる国（国民）の負担の軽減とを比較衡量して、種々の取扱いを決定すべきものであると考えている。機構の奨学金事業については、利用者へのサービスや利便性の向上として、次のとおり奨学金制度の趣旨に沿って利用者の経済的負担軽減の配慮がなされている。

- ・ 在学中は無利息であること（（株）日本政策金融公庫の「国の教育ローン」は据置期間として利息が発生する。）
- ・ 低金利であること（（株）日本政策金融公庫の「国の教育ローン」と比較しても低利である（2.55%：1.22%※平成24年4月現在）。）
- ・ 繰上返還手数料が無料であること（民間金融機関では有料であるが機構は無料である。）

据置期間中の一部繰上返還に際して据置利息を再計算する場合、繰上返還日を境にして元金額が変わるため、全割賦について再計算しなければ繰上額及び繰上げ後の割賦額が確定せず、また、繰上返還が実行されたことを確認したうえで繰上げ後の全割賦回ごとの割賦額及びその内訳を本人に通知する必要があることとなる。このように、再計算しない場合とは異なる追加の事務処理が発生することで業務の効率性が損なわれるばかりか、取扱変更に係るシステム改修経費も必要となる。

据置期間中に全部又は一部繰上返還を希望する利用者はごく一部に限られ、それらの利用者に対して既に盛り込まれている経済的負担の軽減に加えて再計算により負担を軽減することと、事業を低コストで運営することとを比較衡量して、据置期間中の一部繰上返還について現行の取扱いとしているものである。

(2) 軽自動車の廃車に係る届出の郵送による受付

1 申出要旨

軽自動車を廃車にするときは、郵送による届出が認められていない。一部の市区町村(注)では、総排気量 125cc 以下の原動機付自転車のナンバープレートの返納も含め廃車手続を郵送で行うことができる。

軽自動車は、バイクと同じように登録制度がないのだから、出頭による手続ではなく郵送による手続により廃車できるようにしてほしい。

(注) 1 本事案は、東北管区行政評価局において平成 23 年 4 月 19 日に受け付けられた行政相談事案である。

2 原動機付自転車等を廃車するときは、郵送でも手続できる市区町村として、例えば、品川区、立川市、横浜市(港北区)、多摩市、所沢市、千葉県山武市などがある一方、郵送手続を認めていない調布市、神奈川県藤沢市、愛知県刈谷市などがある。郵送手続の根拠は、いずれも条例の運用によるもので、明文の規定はない。

2 これまでの議論

○ 第 85 回会議(平成 24 年 3 月 15 日)

- ① 国土交通省の回答は、法令等における運用実態と裁判例(軽自動車に係る車検証の記載事項である名義変更及び車検証の返納の二つの郵送による申請のことを争っているもの)を引用し、郵送を認めないとのスタンスだけであり、推進会議の趣旨である届出者の負担軽減(利便性の観点から届出者の選択肢を増やしたらどうか)等の視点がない。
- ② 郵送を認めた場合、具体的にどのような支障があるのかがポイント。不正な解体届が行われるなどのデメリットがあるか否か、また、郵送によりどのような問題が発生するのかを具体的に詰める必要がある。
- ③ 国土交通省がなぜ支障となることを具体的に説明しないのか不思議であるが、国土交通省が郵送による廃車の届出の支障を説明できない場合は、あつせんを推進してもいいのではないか。

3 国土交通省の回答

- (1) 軽自動車の車検制度は、登録制度に代わる機能を有するものであることは司法判断においても最高裁判決に至るまで一貫して認められているところ。
 - ・ 「車検制度は、軽自動車に関しては、所有権を公示する自動車登録制度に代わり、事実上、権利の所在を推認させる機能を有する(平成 12 年 9 月福岡高裁宮崎支部)。
- (2) 出頭することが、申請者の真意を確認し、申請が真正であることを確認する方法として有効であることは、司法判断においても最高裁判決に至るまで一貫して認められているところ。

また、郵送による届出の支障等については、自動車の所有者の意志に反して、仮に第三者により解体届出が不正に申請されれば、当該自動車は、今後自動車の所有者だけでなく何人も使用できなくなるため、ユーザーの利益保護の観点から、申請者の真意等を確認することが必要である。

仮に不正な届出がなされた場合には、個別事案としてその処理の対応を行うことが不可避でありその他通常の軽自動車の検査事務等の円滑な実施に甚大な支障を来すことになる。

現在の届出の方法において、不正に届出されたケースは、承知していないが、仮に当該届出を郵送で行う場合、保有者の意思に反して、第三者による届出が考えられる。その原因としては、出頭していないことから不正を働く可能性が考えられ、出頭することで、不正を働く可能性は少ないと考えられる。

- (3) 届出を郵送で認めた場合の具体的な支障については、司法判断において示されている。

郵送による申請が可能になれば、本人による郵送申請の増加が予想され訂正等を要する申請が一層増えるであろう。電話などで訂正を促そうとしても、連絡の取れない場合や、連絡が取れても迅速・適切に補正されない場合などが発生。事務量が増加するとともに、処理が停滞することは明らか。これはユーザー全体の不利益につながることになる。

- (4) ユーザー本人の解体届出による申請の場合、半数以上の申請において補正が必要であったという調査(※)もあり、郵送による申請が可能になれば、本人による郵送申請が増加するものと考えられ、そうなれば、訂正等を要する申請が一層増えるであろうし、かつ、電話などで訂正を促そうとしても、連絡の取れない場合や、連絡が取れても迅速・適切に補正されない場合などが発生し、業務量が増加するとともに、処理が停滞することになる。これは、ユーザー全体の不利益に繋がることになることから、郵送による申請をみとめることは適当でない。

※ 平成24年2月に全国(沖縄を除く)9事務所において調査したものであり、ユーザー本人の申請件数は約270件、うち補正が必要であった件数は約140件。

また、この調査とは別に、最近の年度における補正を必要とした内容として、使用者名・所有者名記載誤り、使用者住所・所有者住所記載誤り、車両番号・車台番号記載誤り、添付書類不備及び押印もれ、移動報告番号記載誤りなどがある。

- (5) さらに、自動車諸税の税制面からも申請者にとって以下のようなメリットがある。
- ・ 解体届出の際、当該自動車の車検有効期間に残存期間がある場合は、解体届出と同時に自動車重量税還付申請をする場合にのみ、申請者は自動車重量税の還付を受ける事が可能となっていることから、申請者が不利益を被らないよう解体届出と同時に自動車重量税還付申請をするかどうかの真意をその場で申請者に確認することが必要である。
 - ・ 解体届出(検査証返納届出も同じ)を行う場合に、軽自動車税の申告を徴税機関(市区町村)へ行うこととなるが、仮に郵送での届出を認めたとしても、申請者は別途市区町村へ出向く必要があり、申請者の利便に繋がらないが、出頭による届出の場合には、一連の手続(委託を受けた関係団体に係る手続も含む。)が検査場内又は同一敷地内において完結させることが可能であり、申請者の利便に繋がっている。
 - ・ 軽自動車税は4月1日現在の使用者に課税されるため、郵送での届出により、申告内容の確認等の補正作業で手続きが終了した日が4月1日以降となってしまっ

た場合、軽自動車税が課税されることになり、申請者が不利益を被ることになるが、出頭による届出の場合には、その場で補正作業が可能であり、申請者が不利益を被ることはない。

4 国土交通省の回答のポイントとこれに係る当方の考え方等

(1) 国土交通省の回答のポイント

- ① 郵送による申請が可能になれば、訂正等を要する申請が一層増え、業務量が増加するとともに、処理が停滞することになる。
- ② 出頭することが、申請者の真意を確認し、申請が真正であることを確認する方法として有効であることは、司法判断においても最高裁判決に至るまで一貫して認められている。
- ③ 上記①のとおり、事務量が増加し処理が停滞すると、ユーザー全体の不利益につながることになる。

(2) 国土交通省の回答(ポイント)に対する当省の考え方 ((1)の①、②、③のポイントにそれぞれ対応)

上記国土交通省の①ないし③の回答については、以下の方法により支障をある程度解消できるものとする。

- ① 訂正等を要する申請が増え、事務処理が増加、停滞するとしているが、訂正等に係る具体的なデータは示されておらず、また、支障事例等も明確に回答されていない。

事務処理の増加、停滞防止策としては、郵送による手続マニュアル等を作成することにより対応が可能と考える。また、手続方法についても、国土交通省及び軽自動車検査協会のHP等に分かりやすく掲載するなどにより対応が可能となると考える。

また、不動産登記における申請書等の郵便による送付方法は、不動産登記規則第53条において、書留郵便によるものとされ、封筒の表面に不動産登記申請書が在中する旨を明記するものとされているほか、郵送による申請手続を行っている所得税の申告、戸籍謄本請求手続等について参考にする必要もあると考えられる。

- ② 出頭による廃車手続により、申請者の意思などを確認できるとしているが、申請者の意思の確認方法が不明であるほか、廃車届出の場合の本人確認方法については、印鑑登録証明所等を添付させるなどにより本人確認が可能になると考える。
- ③ 廃車の届出に係る利便性・利益保護について、国土交通省の考え方は、今後の電子申請等の推進や届出者の利便性の選択肢（自由度）などを踏まえた合理的なものとなっていない。

申請・届出の電子化・オンライン化の推進の第1段階として、また、規制緩和の一環として、推進することが可能であると考えられる。

- なお、廃車届出の郵送手続は、法令改正を伴うものでなく、軽自動車検査協会の「検査事務規程」等の改訂により対応することが可能であると考えられる。

なお、出頭主義については、登録自動車は道路運送車両法第4条及び自動車登録令第10条に定められているが、登録制度のない軽自動車については、法令上出頭に係る規程はない(注)。

(注) 軽自動車の出頭主義に係る規程は、軽自動車協会の「検査事務規程」の第2章「検査等に申請の受理」の2-1「構内における掲示等」の2-1-1において「事務所、支所及び分室構内の適当な箇所には、検査等の申請者が見やすいように次に掲げる事項を掲示するものとする。」を解釈して、申請者が出頭して検査等の申請を行うものとして取り扱われている。

また、軽自動車が増失し、解体し、又は自動車の用途を廃止したときは、道路運送車両法第69条に基づき自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならないとされているが、車両番号標の廃棄、返納等の規定は定められておらず、「車両番号標の不正使用防止について」(昭和52年6月1日、52軽検業第45号)により返納するとされているのみである。

(4) 参考

自動車登録手続きの簡略化として、以下のような提案がされており、国土交通省でも検討した経緯がある。

○ 政策グランプリ「自動車登録手続きの簡略化」の内容

国土交通省鉄道局都市鉄道課職員が、自動車登録手続きの簡略化として、①出頭義務の緩和(プレートを変更しない場合は、郵送での手続きを可能に)、②高級車に限定した登録制度(自動車が不動産のような扱いを止め、購入価格が300万円以下の場合、手続きを大幅に緩和すべき)などを提案し、2010年に内閣府行政刷新会議が主催した政策グランプリにおいて最優秀賞を受賞している。

その後、蓮舫内閣府特命担当大臣(行政刷新担当)はこの提案に基づいて、前原国土交通大臣に「自動車登録手続きの簡略化」の検討を申し入れ、了承されている。

○ 国土交通省の対応状況

国土交通省自動車局は、次のとおり、「自動車登録の在り方に関する検討会」(注)を開催し、検討会における意見を取りまとめているが、その後の軽自動車の廃車手続の郵送による対応方法や出頭主義などに関する対応はみられない。

(注) 1 検討会メンバー：14名(学識経験者1、弁護士1、業界団体11名、国土交通省自動車情報課長1名)

2 検討会は、第1回(平成22年11月12日)から第5回検討会(23年3月29日)まで開催。

○ 意見の内容

(第5回検討会において、これまでの意見が整理されているが、主要項目については、以下のとおり、いずれも肯定的意見と否定的意見が併記されている。)

① 「申請書類の郵送等について」

【肯定意見】

- ・ 運輸支局あて申請書類の郵送あるいは電子的登録申請の方法により、申請時の出頭義務を緩和できる。また、郵便の活用については、本人限定受取郵便の制度もあり、こういった制度の活用が必要となるであろう。

【否定意見】

- ・ 交付物を郵送で取り扱うのは現実的な選択肢だが、煩雑な取り扱いとなる。

また、郵便が届いたかどうかでトラブルになる可能性もあり、賛成できない。

② 「所有権についての公証」について

【肯定意見】

- ・ 自動車の登録制度については、引き続き維持することが適当。本格的にその必要性を議論するのであれば、より幅の広い関係者の意見聴取が必要。

【否定意見】

- ・ 軽自動車の車検証には所有者の欄があるため、所有権の公証がなされていない為に起こるトラブルは少ない。

③ 「封印制度について」

【肯定意見】

- ・ 封印制度は、自動車盗難の防止に一定の効果があると考ええる。

【否定意見】

- ・ 軽自動車には封印制度がなく、登録自動車でも封印の廃止は可能ではないか。

④ ワンストップサービス（OSS。（注））について

（注） 登録自動車における自動車保有関係手続の OSS は、型式指定者の新車新規登録に係る手続きで、自動車保管場所証明の申請、自動車の検査・登録の申請、自動車諸税の申告・納付を一緒に行うものであり、平成 17 年 12 月から稼働している（稼働地域は 10 都道府県、利用率は約 3 割）。

軽自動車については、OSS 化を進めるに当たって、軽自動車税の徴収を行っている市区町村のシステムのネットワーク化が不可欠であるが、これら自治体の取組は未だ本格化していない。

【肯定意見】

- ・ OSS の利用拡大のためには、長期的には、住民基本台帳カードを普及させるべきであり、関係省庁が連携して取り組むべきである。短期的には、別送方式を取り入れるなどして、対応すべき。
- ・ 手続の電子化を進める以上、添付資料については、できる限り減らすべきである。例えば、委任状に実印は不要とし、ディーラーで委任状を保管し、国への提出義務を無くすべき。自賠責保険証明書も電子的に処理できるのではないか。
- ・ 実印及び印鑑登録証明書の代替手段については、本人確認ができるかどうかで考えるべき。認印で本人確認できるとすると、本人成りすましによる徴税逃れ、運行者責任の回避などの問題が生じる可能性がある。よって実印及び印鑑登録証明書による確認は必要。

【否定意見】

- ・ 自動車登録の窓口での手続は、ナンバープレートの封印の取り付けという自動車ユーザー自らには物理的に困難な手続があり、電子申請関連の知見が必要で、住民基本台帳カードの取得などのハードルがある。

(3) A E D の増設、適切な管理等

1 申出要旨

- ① 県・市町村の公的機関やスポーツ関連施設の大部分では A E D (Automated External Defibrillator、自動体外除細動器) が設置され、地域の防災訓練の一環として使用方法の講習も行われているところが多いと思われる。しかし、先日、有名なサッカー選手が練習中に心筋梗塞で死亡し大きなニュースとなった。しかも、練習施設に A E D が設置されておらず、所属クラブも所有していなかった。この事件を契機に、A E D について広く国民に周知徹底するとともに、誰もが緊急時に対応できるよう、例えばコンビニエンス・ストアには必ず A E D が設置されているなどの体制を整備すべきではないか。人命に関することなので、徐々にでも設置数を増やしていく努力は続けてほしい (関東) 。
- ② 心肺停止の起こりやすい施設への A E D の設置を推進し、所在を周知してほしい。また、A E D の維持管理を適切に行ってほしい (北海道) 。
- ③ A E D は、公共機関やホテルや劇場、スポーツ施設など多数の人が出入りする施設に設置されていると聞いたが、実際にどこに設置されているのか分からない。人の命にかかわることであり、市民に分かりやすく知らせるべきである (京都) 。

(注) 平成 23 年 6 月行政相談委員意見 (関東)、23 年 8 月受付の行政相談 (北海道)、21 年 10 月受付の行政相談 (京都)。なお、これら以外の A E D 関係行政相談 25 件 (平成 21 年～23 年)

2 これまでの議論

(1) 第 84 回会議 (平成 24 年 1 月 24 日)

○ 主な意見

- ・ 実態調査を行った上で、次回以降で議論したい
- ・ 法律の手当の話と実際の工夫の話とがあるので、もう少し実態を調べてもらう
- ・ 人の命を守るのは行政目的だが、現行法 (薬事法等) 上はそうっておらず、厚労省が受け止める気があるかがポイント
- ・ 人がいないところほど A E D の設置が必要ではないか

(2) 第 85 回会議 (平成 24 年 3 月 15 日)

○ 埼玉県の調査結果について報告

3 調査経過(中間報告)

(1) AEDの設置拡大

ア 制度の概要

- AEDは、薬事法(昭和35年法律第145号)の「高度管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」に指定(平成16年厚生労働省告示第297、298号)され、その使用については、①医師、②医師の指示の下での看護師、③救命救急士等の使用に限定されていたが、平成16年、「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」(平成16年7月1日付け医政発第0701001号、厚生労働省医政局長通知。以下「AED使用通知」という。)において、表1のとおり、一定条件の下、非医療従事者による使用が可能となった。

表1 非医療従事者がAEDを用いても医師法違反とならない条件

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること。② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること④ 使用されるAEDが、医療機器として薬事法上の承認を得ていること |
|--|

(注) AED使用通知の抜粋

- また、AEDの設置を義務付ける法令はなく、それぞれの設置主体が自主的に設置拡大を進めている。

イ 調査結果(中間報告)

(ア) 国の設置状況

現在、群馬、山梨、長野の各行政評価事務所において「自動体外式除細動器(AED)の設置、維持管理及び使用に関する調査」を実施中(平成24年4月~7月)であり、この調査結果を踏まえて、国の行政機関については、現地において対象機関に対し、所見を表示する等の対応を行うこととしている。

本省段階における対応については、当該調査結果を参考とし、また、推進会議における審議結果も踏まえ、必要な方向性を検討することを考えている。

(イ) 地方公共団体の設置状況

- 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の3の規定によれば、厚生労働大臣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとするとしており、また、同条の4の規定によれば、都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定めるものとするとしている。

また、基本方針(平成 19 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 70 号)によれば、当該方針は良質かつ適正な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本事項を示すものとされており、同方針に即して医療計画を定めるものとして示されている。また、基本方針では、医療計画に定める事項の一つとして、救急医療において、「自動体外式除細動器（AED）等病院前救護体制に関する事項」が示されている。

- 今回、当省が 20 都道府県を抽出し、医療計画の内容を確認したところ、すべての都道府県において、AEDに関する講習会の開催等何らかの事項が盛り込まれていた。

また、これら 20 都道府県のうち、医療計画において、AEDの設置拡大(推進)に係る記載があるものは、表 2 のとおり、13 都道府県となっているが、その記載内容を見ると、設置拡大の対象とする施設を明確にしていないものがみられるほか、対象施設を盛り込んでいるものについてもその内容は、区々となっている。

表 2 各医療計画における AED 設置拡大の内容

区分	記載内容	都道府県数	
設置拡大についての記載あり	都道府県、市町村、民間を含めた県内施設への設置の推進	3	
	都道府県、市町村の公共施設への設置の推進	1	
	都道府県、市町村の公共施設のうち、年間利用者が 1.5 万人以上の施設への設置の推進	1	
	都道府県施設への設置の推進	2	
	都道府県施設のうち、年間利用者が 10 万人以上の施設への設置の推進	1	
	数値目標あり	AED の普及及び整備促進	3
		都道府県、市町村の公共施設への設置を推進するとともに、民間施設における設置について普及啓発を図る	2
	計	13	
なし	AED の使用を含めた応急手当の普及啓発を推進	7	
合計		20	

(注)当省の調査結果により作成。

このように、医療計画において、AEDの設置拡大についての記載を盛り込んでいる都道府県において、対象とする施設が区々となっている理由は、表3のとおり、

- ① AEDの設置場所について、施設の規模等の基準が明確になれば、設置台数の把握も容易になり、設置促進に向けた計画が策定しやすい（8都道府県）、
 - ② 都道府県施設、市町村施設、民間施設に対する設置の必要性はあるものの、設置基準が明確でないため、個別施設ごとの目標は設定していない（7都道府県）、
 - ③ 都道府県施設はすべて設置することとしているが、市町村施設及び民間施設については設置の必要性はあるものの、AEDの設置基準が明確でないため、これらの施設については含めていない（7都道府県）、
- 等の意見が多くみられ、国において都道府県、市町村、民間施設におけるAEDの設置に関する方針（ガイドライン）の策定、提示が求められている。

表3 医療計画でAED設置拡大の対象が明確となっていない理由調べ

理由	都道府県数
AEDの設置場所について、施設の規模等の基準が明確になれば、設置台数の把握も容易になり、設置促進に向けた計画が策定しやすい	8
都道府県施設、市町村施設、民間施設に対する設置の必要性はあるものの、設置基準が明確でないため、個別施設ごとの目標は設定していない	7
都道府県施設はすべて設置することとしているが、市町村施設及び民間施設については設置の必要性はあるものの、AEDの設置基準が明確でないため、これらの施設については含めていない	7
都道府県施設、市町村施設はすべて設置することとしているが、民間施設については設置の必要性はあるものの、AEDの設置基準が明確でないため、これらの施設については含めていない	2
AEDの設置に届出義務がなく、現在の設置場所や台数を把握することができないため、個別施設ごとの目標は設定していない	1

(注) 1 当省の調査結果により作成した。

2 意見を複数計上したので、調査対象都道府県（20）を超えている。

(ウ) 北海道管区局の調査結果

北海道管区局が、平成24年1月から3月にかけて札幌市内のAEDの設置状況について調査したところ、表4のとおり、心肺停止の発生件数が比較的高い施設の中には、AEDの設置率が低い施設がみられた。

表4 札幌市内のAEDの設置状況 (単位：施設、%、件)

区分	駅等	旅館・ホテル	社会福祉施設	蒸気・熱気浴場	遊技場	公衆浴場	その他	計
防火対象施設数	62	270	930	15	157	64	68,566	70,064
AED設置施設数	50	38	96	1	9	2	1,358	1,554
AED設置率	80.6	14.1	10.3	6.7	5.7	3.1	2.0	2.2
心肺停止発生件数 (H18～22年の計)	25	51	721	18	39	24	2,240	3,118
1施設当たりの心肺停止発生件数	0.40	0.19	0.78	1.20	0.25	0.38	0.03	0.04

(注) 1 札幌市消防局の資料及び北海道管区局の調査結果を基に作成した。

2 防火対象施設数は平成23年4月1日現在、AED設置施設数は23年11月21日現在の数値である。また、心肺停止発生件数は平成18年～22年の5年間の件数である。

(2) AEDの管理状況

ア 制度の概要

(ア) AEDに関する法的規制

- 既述のとおり、AEDは、薬事法の「高度管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」に指定されており、薬事法では、これらの医療機器を販売、賃貸する者に対して次のような遵守事項を定めている。

(主な遵守事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度管理医療機器等の販売及び賃貸を行うための許可 ・ 営業所ごとに管理者の設置、管理者に対する継続的研修の実施 ・ 医療機器の譲受・譲渡に関する記録の作成、保存 ・ 医療機器の品質の確保、製造販売業者への不具合等の報告 ・ 有効性及び安全性に関する事項、適正な使用のために必要な情報の提供
--

また、厚生労働省は、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（平成21年4月16日付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号。厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知。以下「適切管理通知」という。）を各都道府県知事及びAED製造・販売事業者に対し、表5のとおり、AED設置者等による日常点検や消耗品の管理について周知を依頼している（資料1（P13）参照）。

表5 適切管理通知における点検担当者の配置等の考え方

<p>1 点検担当者の配置について AEDの設置者は、「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施</p> <p>2 点検担当者の役割等について</p> <p>1) 日常点検の実施 AEDのインジケータのランプの表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認すること</p> <p>2) 表示ラベルによる消耗品の管理 消耗品（電極パッド及びバッテリー）の交換時期を表示ラベルにより確認し、適切に交換すること</p>

3) 消耗品交換時の対応

消耗品の交換を実施する際は、新たな消耗品に添付された新しい表示ラベル等を使用して、次回の交換時期などを記載し、AEDに取り付けること

(注)本表は適切管理通知に基づき作成した。

- また、厚生労働省は、適切管理通知を発出した後に、大阪府が平成 21 年に行った「大阪府内における自動体外式除細動器の設置場所及び管理状況に関する調査」において、同通知による日常点検が行われていない状況がみられたことから、改めて適切管理通知を周知するよう、各都道府県知事及びAED製造・販売事業者に対し、文書を発出している（「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」平成 22 年 5 月 7 日付け医政指発 0507 第 3 号・薬食安 0507 第 2 号。厚生労働省医政局指導課長・医薬食品局安全対策課長連名通知）。

イ 調査結果(中間報告)

- 東京消防庁は、住民及び救急隊員により心停止者を目撃した場所を施設等別にまとめており、これによると、同消防庁管内で不特定多数の者が利用する施設のうち、心停止者を多く目撃した箇所は、表 6 のとおり、「販売、サービス施設」、「駅」、「娯楽施設、遊戯施設」等が多い。

表 6 発生場所別心停止者目撃状況

(単位：人)

区 分	平成 2 1 年	2 2 年
販売、サービス施設	160	171
駅	99	115
娯楽施設、遊戯施設	33	51
運動施設	27	46
ホテル、旅館、宿泊所	22	32
健康・保養・美容施設	24	26
官公庁・行政施設	19	21
駐車場・駐輪場	24	18
公園・遊園地等	20	17
芸術・文化施設	14	15
(参考) 心停止者総計	4,032	5,579

(注)本表は、東京消防庁が公表している「救急医療週間の実施について」(平成 23 年 9 月 2 日)から、不特定多数の者が利用する施設等のうち、平成 22 年に心停止者が多数発生している順に 10 か所を抽出した。

- 当省が、心停止発生状況が多い箇所のうち、「販売、サービス施設」、「駅」等について、AEDの維持管理状況を確認した結果、表 7 のとおり、維持管理が不適切な事例は確認できなかった。

表7 AEDの管理状況

施設名	台数	点検記録の作成	日常点検の頻度	消耗品の交換時期の表示	消耗品の期限切れ	救急医療財団への登録
Aデパート (販売、サービス施設)	2台	有	毎日	有	無	有
Bデパート (販売、サービス施設)	8台	有	毎日	有	無	有
C銀行C1支店 (販売、サービス施設)	1台	有	毎日(休業日を除く)	有	無	有
D駅(駅)	1台	有	毎日	有	無	有
E駅(駅)	1台	有	毎日	有	無	有
Fスポーツクラブ(運動施設)	1台	有	毎日	有	無	無
Gスポーツクラブ(運動施設)	1台	有	毎日	有	無	無

(注)当省の調査結果による。

○ 北海道管区局の調査結果

北海道管区行政評価局が、札幌市内のAEDの維持管理状況について、心肺停止発生件数が比較的多く、不特定多数の者が利用する社会福祉施設、公衆浴場、駅等、遊技場、旅館・ホテル、飲食店、百貨店・マーケット及びスポーツ施設計125施設を抽出して調査した結果、表8のとおり、40%の施設において管理が不十分なものとなっていた。

表8 AEDの管理が不十分な状況

区 分		該当施設数(割合)
不適切な管理となっている施設	日常点検を全く行っていないとしている施設	41施設
	日常点検を実施しているとしているが、その結果を記録していない施設	62施設
	バッテリーが切れていたり、電極パッドの期限が切れており、緊急時に正常な使用ができないおそれがある施設	16施設
	計	106施設(84.8%)
適切な管理が行われていた施設		19施設(15.2%)
合 計		125施設(100%)

(注)1 北海道管区局の調査結果による
2 該当施設数の合計は一致しない

- 静岡市監査委員が、平成23年11月から24年1月にわたり、静岡市が所管する施設に設置されているAED445台の管理状況を確認したところ、表9のとおり、厚生労働省の適切管理通知で求められている日常点検の実施及び点検記録の作成が行われていないものがみられた。

表9 静岡市施設におけるAEDの管理状況

区 分		台数(割合)
日常点検の頻度 (インジケータの 確認等)	点検有り	434台(97.5%)
	点検無し	11台(2.5%)
合 計		445台(100%)
点検記録の 作成	有	125台(28.0%)
	無	320台(72.0%)
合 計		445台(100%)

(注) 静岡県監査委員「行政監査の結果について」(平成24年3月21日付 23静監第1432号)に基づき作成。

(3) AEDの設置情報の提携状況

一般的に、心停止になった者を発見した場合、発見者は、①消防機関へ通報する、②施設内である場合は、施設管理者に連絡する、③自ら応急手当を行おうとするなどの対応が考えられる。

いずれの場合にもAEDを活用することは有効であると考えられることから、①連絡を受けた消防機関は、救急隊員が救急現場へ到着するまでの間に、近くにAEDがあれば所在場所を教示する、②施設管理者においても、当該施設にAEDがあれば、活用を行う、③発見者自らが対応する場合にも、近くにAEDがあるか所在を確認することも多いと考えられる。

このような点を踏まえると、AEDの設置情報の提供は、住民に対して行われるほか、消防機関に対しても十分な内容の情報を保有しておくことが望ましいものとなっている。

ア 制度の概要

一般財団法人日本救急医療財団(以下「救急医療財団」という。)は、地域住民や救急医療機関がAEDの設置場所を把握することやAEDの適切な管理を行うためには、AED設置者から設置情報の提供を受けることが重要であると判断し、平成19年3月30日、AED設置者に対し、販売業者を通じて設置情報を任意で求めている(資料2(P17)参照)。

また、厚生労働省は、適切管理通知において、AED設置者が救急医療財団へ設置情報の登録を積極的に行うよう、各都道府県知事及びAED製造・販売事業者を通じてAED購入者に対し、要請している(資料1(P16)、資料2(P19)参照)。

イ 調査結果(中間報告)

○ 救急医療財団は、地域住民や救急医療機関がAEDの設置場所を把握するため、AED設置者が設置情報を公開することに同意した施設については、ホームページにて公開している(資料3(P)参照)。

当室が救急医療財団において公表されている設置情報と、埼玉県、京都府、京都市、大阪府のホームページにおいて公表されている設置情報の内容を調査した結果、表10のとおり、公開されている設置情報の内容にバラツキがあった。

表 10 各機関における A E D 設置情報の公表内容

区 分	救 急 医 療 財 団	埼玉県	京都府	京都市	大阪府
①施設名	○	○	○	○	○
②設置場所の所在地	○	○	○		○
③設置場所（位置）		○			○
④電話番号		○	○		
⑤設置台数	○		○		
⑥一般利用の可否					○
⑦利用可能時間帯		○			○
⑧地図（A E Dマップ）		○	○	○	○

(注) 1 当省の調査結果による

2 表中の○印は、各機関の情報に含まれていることを示す。

このうち、埼玉県は、独自に「埼玉県 A E D 設置情報提供システム」を構築(平成 18 年 12 月)し、A E D 設置者に対して登録の協力を呼びかけ、施設内の設置場所、利用時間、管理者の連絡先を県ホームページで公開している。

- 千葉県は、平成 21 年度から、県のホームページにおいて、県有施設の A E D の設置状況を公開していたが、平成 24 年 4 月から、対象施設を県及び県内市町村に拡大し、パソコンや携帯電話の地図情報から A E D の設置箇所の検索・閲覧を可能とした「A E D 設置情報検索システム」の運用を開始した。

なお、このような取組みは、千葉県の他に、埼玉県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、徳島県、宮崎県で実施している。

○ 北海道管区局の調査結果

北海道管区局が、札幌市内に設置されているAEDについて、救急医療財団と札幌市が保有しているAEDの設置情報を突合したところ、表11のとおり、救急医療財団が把握している施設は、札幌市に設置されていると考えられる施設の74.5%となっている。

表11 札幌市におけるAED設置情報の公開状況

区 分	施 設 数
救急医療財団及び札幌市 両方に公開	337 施設 (22.6%)
救急医療財団のみ公開 (札幌市に未搭載)	776 施設 (51.9%)
札幌市のみ公開 (救急医療財団に未搭載)	381 施設 (25.5%)
合 計	1,494 施設 (100%)

1,113 施設
(74.5%)

(注) 北海道管区局の調査結果による

○ 京都事務所の調査結果

京都事務所が、平成23年7月に、京都市内に設置されているAEDについて、救急医療財団と京都市が保有している設置情報を突合したところ、表12のとおり、救急医療財団が把握している施設は、京都市に設置されていると考えられる施設の47.1%となっている。

表12 京都市におけるAED設置情報の公開状況

区 分	施 設 数
救急医療財団及び京都市 両方に公開	85 施設 (31.0%)
救急医療財団のみ公開 (京都市に未搭載)	44 施設 (16.1%)
京都市のみ公開 (救急医療財団に未搭載)	145 施設 (52.9%)
合 計	274 施設 (100%)

129 施設
(47.1%)

(注) 京都事務所の調査結果による

(4) 地縁団体名義への不動産移転登記手続の改善促進

1 申出要旨

① 私が副会長を務めている高知市A町の自治会は、平成17年に地方自治法第260条の2に基づく地縁団体の認可を受けている。自治会が保有する不動産に、所有者107人の表示登記（昭和11年以降）されている山林がある。私は、自治会の会計担当も兼ねているので、この山林の固定資産税を納付してきており、いずれ認可地縁団体名に移転登記したいと考えている。

しかし、表示登記された所有者の多くが既に死亡しており、相続人の確定に膨大な手間や費用がかかるため、移転登記が困難な状況となっている。これでは、苦労して認可地縁団体になった意味も薄れるので、何か良い解決方法がないか教えてほしい（高知）。

② 地縁団体が保有する共同墓地の一部を、道路拡幅のため買収する必要性が生じ、関係住民等に提供を申し入れたところ、複数の地域住民の共有名義とされたまま、既にその多くの者が死亡しているため、相続人の把握や同意を得ることが困難などの理由で、やむなく事業計画を変更するしかなかった。

地縁団体が明治時代から保有する墓地等のうち共有名義のものは元より登記名義人が多いことに加え、世代を重ねていることで相続関係者が膨大な人数となっており、現行の不動産登記法上に基づき相続権利者を確認する戸籍謄本の追跡調査等の労力は大変であり、極めて困難な実情にある。

地方公共団体で公共事業に従事した職員から、このような申出を受けたが、この種の問題に対しては、円滑な公共事業を進めるため、また登記手続の負担軽減を図る観点から、何らかの制度改正が必要であると考え（群馬）。

2 これまでの議論

◎ 第85回会議（平成24年3月15日）

○ 主な意見

- ・ 地方の実情調査も踏まえ、次回に議論したい。
- ・ 全国市長会や全国町村会では、どのような意見を持っているか把握してはどうか。
- ・ 認可制度の導入は、全国自治会連合会等が動いて法改正が実現したはずなので、団体名義への登記問題についても意見を把握してはどうか。
- ・ 市町村が困っているケースでは、耕作放棄地（遊休農地）の問題もある。参考にすべき点はないのか。

3 調査結果等

(1) 関係団体

ア 全国市長会

平成13年当時、埼玉県吉川市からの要望を受けて、全国市長会としても決議の上、国に要望したが、その後、この問題に関して国からの反応もなく、また他市からの新たな動きもなかったため、要望書を出したままで終わっている、というのが実情

である。

したがって、現時点で改めて意見等を求められても、問題意識を継続して持ち合わせてこなかったこともあり、特段お話することはない状況である。

イ 全国町村会

このような問題は、全国的に数多くあることは想像される。

しかし、各町村長から政策上・行政上の課題として上がってくる問題かという点になると実際にはないのではないか。その理由は、不動産の権利関係、印鑑押印という慎重にならざるを得ない要素があるので、意見要望としてまとまった形で出てくることは考え難いと思うからである。

ウ 全国自治会連合会

地縁団体の法人化については、全国の自治会等からの要請を受け陳情等を重ねたことによって、平成3年4月の地方自治法の改正に結びついたところであるが、認可後法人格を取得した地縁団体名義への移転登記手続に関する問題までは、当時、考えられていなかった模様である。

なお、これまでの間、現行の不動産登記法による手続を前提にして、移転登記までの手続が煩雑すぎるなどの理由で諦めたとか、また、登記の際の登録免許税の費用負担が原因で諦めたという声が寄せられたことはあったが、移転登記問題に関し改善を求める具体的な動きはなかったもので、本会として意見を表明できる点は特にない。

エ その他

「自治制度の証言」松本英昭 著

著者について：元自治事務次官、平成3年の地方自治法の改正当時、自治省行政課長及び担当審議官

◎ 地縁による団体の権利能力の取得（要旨抜粋）

- ・ 自治会、町内会等の関係者は、法人格を取得することができるよう法的解決を、国に強く働きかけてきたが、国の機関の窓口もはっきりせず、各省庁とも消極的であった。
- ・ そこで、自治会、町内会等と行政とのかかわりの沿革や住民レベルの幅広い活動と地方自治行政との関係といった視点から、この問題の解決が図られないものかとの要請があった。
- ・ 筆者は、この問題の解決に前向きに取り組む必要があると思っていたところ、法務当局からも、非公式ながら、協力するから自治省の方でなんとかならないかという話があった。
- ・ まずは、法人格の取得が可能となるための法的措置を講じることにほぼ絞ることとなった。

(2) 関係市町村

ア 高知市（中央窓口センター、地域コミュニティ推進課）

○ 高知の事案（相続人の把握困難について）

① 中央窓口センター

特定の者の除籍謄本や改製原戸籍謄本の交付を請求する場合、筆頭者の氏名の他に本籍地や生年月日が分からなければ対応できない。

氏名が極めて珍しいとか特殊な文字を使用している場合で、特定化できる可能性があるなら法務局に協議し見解が出れば対応の余地もあるのかもしれないが、原則、氏名だけでは個人の特定化に繋がらないので、市役所の戸籍担当として前述のとおり対応はしていない。

また、氏名だけで昭和 11 年当時の戸籍簿を調べ仮に同じ氏名の者が居たとしても、氏名の一致を以て個人を特定したことにはならないので、戸籍簿に載っている情報を提供することはしていない。

② 地域コミュニティ推進課

地方自治法第 260 条の 2 の規定による認可の窓口になっているが、認可後、地縁団体を支援したり、指導監督を行うことはない。

認可地縁団体が行う登記に必要な除籍謄本等を公用でとって提供するといったことはできない。

イ 群馬県安中市（土木課）

○ 群馬の事案

地縁団体が保有する墓地において登記名義人の相続人の把握困難等で、道路改良事業へ影響を及ぼした事例が、次表のとおり 2 事例みられる。

平成 4 年度の事例は、明治 23 年に権利者 11 名によって所有権登記された墓地であるが、100 年以上の経過により世代交代が進み相続人の把握などが不可能な状況であり、また、平成 5 年度の事例は、表題部のみ A 氏以下 8 名による所有者名だけの表示登記（年月日不詳）された墓地であるため、住所不明から除籍謄本等が取れず相続人が把握できなかつたものである。

表 地縁団体墓地による道路改良工事等への支障事例

施行年度	工事名	工事箇所	概要	工期	摘要
平成 4 年度	B 地区農道整備工事 (市道 326 号線)	安中市字 B 地内	幅員 W=4.0m 墓地部分 W=2.5m	?	土地改良課(市単独土地改良事業)一部墓地部分(地番 745)が、相続関係により名義変更未済。
平成 5 年度	市道幹 124 号線道路改良工	安中市字 C 地内	幅員 W=6.0m	平成 5 年 12 月 24 日～	土木課(道路新設改良事業)

	事			平成 6 年 3 月 20 日	一部墓地部分（地番 702）が、相続関係により名義変更未済。
--	---	--	--	-----------------	--------------------------------

(注) 安中市の提出資料による。

なお、相続人の把握調査の際、土地改良課や土木課など公共事業を所管する担当部局の職員から、「戦前からの地縁団体が保有する土地の場合、登記名義人の殆どは死亡しており、このため相続人の把握・同意等は極めて困難であるという事情が、職員の間で共有情報として認識されるようになり、以後、地縁団体の保有地を避けて、公共事業の計画を立てるようにしている。」との声が聞かれた。

ウ 新潟県刈羽村（総務課）

◎ ポツダム政令を意識した条例

『財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例』昭和 39 年 3 月 10 日

- 同条例の第 3 条（普通財産の譲与又は減額譲渡）規定において、村の普通財産を譲与等ができる場合として、次の内容（5 号）を明記。

ポツダム政令第 2 条第 2 項の規定により本村に帰属した財産のうち当該政令の施行前から引き続き集落等の団体が管理しているものを集落等の代表者又は当該集落等に譲与するとき。

- 条例において 5 号を明記した経緯・理由

刈羽村では、平成 16 年に起きた中越地震後から地籍調査事業を開始することとなったが、村内に登記簿上表題部のみ「集落名義」で登記され、持ち主が不明な資産があり、これでは所有権の保存登記も出来ないため、地元法務局の登記官に協議した上で、ポツダム政令に基づき、一旦、村有財産として所有権の保存登記を平成 17 年 1 月 14 日に行っている。

これらの土地は墓地が多く、村が保有していても意味がないため、無償譲与できるようにする必要があったので、愛知県一宮市の条例を参考に平成 17 年に制定し条例改正を行った。

- 同条例に基づき地縁団体に譲与した事例

同村では、「刈羽村 D 自治区」及び「刈羽村 E 自治区」の地縁団体に、同条例に基づき、平成 17 年 10 月 25 日付で覚書を交換し無償譲与している。

D 及び E の両自治区の団体名義への所有権の移転登記状況を確認したところ、E 自治区は平成 17 年 11 月 21 日の譲与を経て、同年 12 月 12 日に所有権の移転登記を行っている。また、D 自治区では、平成 22 年 5 月 31 日に所有権の移転登記を行っている。

- 国土調査法による地籍調査事業では、所有権の移転は伴うものではないが、地縁団体が保有する資産との間で境界を確認する場合、立ち会いは必要であり、通常、

町会長等の立ち会いの他は関係者の委任状を用意してもらわなければならない。その場合、登記名義人が死亡しているとき、相続人の把握・一任等という事情は、基本的に本問題と共通するところである。

○ 公共事業への支障事例

平成10年過ぎ頃、「F自治区」の区域内の圃場整備事業を行った際、工業者が同自治区の保有する山林の一部を誤って崩したため、一度は当該箇所を買収しようとしたが、山林の共有登記名義人が47～49人ほどで、その相続人を調査した結果、約3,000人程度に上り、同意を得る手続に入ったところ所在不明の者が何人か出てきたので、その時点で手続を中断し結局買収を諦め山林を原状回復した上で、同自治区に戻して了解してもらったことがあったとのことである。

エ 船橋市（管財課）

○ 地縁団体から資産を市に寄付されたが戻すことになった事例

「G町会」は、集会所敷地2筆を町会役員名義（3人）により保有していたが、昭和60年頃、役員1人が死亡したため、その者の相続手続において、遺産分割協議を経た後、役員2人と相続人代表者との同意によって、新たな会長に名義が引き継がれた。この時の相続手続が面倒であったことから、総会に諮った上で、同町会から市に寄付され一度は市の資産名義としたところである。

しかし、県道の拡幅事業によって当該地は買収用地となり、補償金がこのままでは市の収入なることが分かると、同町会から寄付した資産を戻すよう要望書が市に提出され、平成24年3月27日の市議会において返還が認められたため、現在、事務的にその処理が進められているところである。

(3) 関係地縁団体

ア H自治会（高知市（A町））

○ H自治会の保有資産の状況

- ・一般財産 15筆（山林※、原野、溜池、雑種地、田）
特殊財産 12筆（神社境内地、学校用地（既に廃校））

※ この内、申出事案の107名共有山林は2筆

- ・自治会が保存している記録簿によれば、昭和23年から課税され納付してきたことを記録した簿冊が残されていることを確認。

また、現在の課税通知は、登記簿上の名義人（昭和11年当時のB氏以下107名を納税義務者）とし、送付先は地縁団体の納税管理人（自治会副会長）に送付している。

- ・土地課税台帳：現況面積 74,379 m²

課税標準額 919,630円 年税額 13,700円

- ・戦前の山林は、薪炭用及び立木伐採代金を自治会運営費として利用されていたが、現在は山頂の一部を地域住民のTV受信施設の鉄塔敷地として貸与してい

る。

- ・認可地縁団体名義への移転希望は一般財産だけであり、特殊財産については考えていないとしている。

○ 一般財産の所有権移転登記状況

申出があった 107 名の共有山林以外の山林、原野等については、登記簿の権利部に共有権利者 8 名の氏名と住所の記載があるため、不動産登記法の手続に基づき相続人の特定及び団体名義への同意が得られたものから、順次、持ち分 8 分の 1 から移転登記（委任の終了）手続を進めているが、登記済みは 3 人までで 5 人は未済となっている。

このため、申出人である自治会副会長は、本問題が総務省の「あっせん」の趣旨に沿って改善されれば、申出の山林以外の権利者 8 名の山林、原野等についても団体名義への移転登記が進むので、是非、簡便な特例的な制度の創設を望むとされていた。

イ I 自治会（高知市）

○ 所有権移転登記完了事例

自治会（会員 539 人）の発足は、昭和 49 年と地縁団体の中では比較的新しく、公民館とその敷地は同団地を開発分譲した高知県労働者住宅生活協同組合から貸与され利用していたが、認可を受けて法人格を取得すればこれら資産を無償譲渡するとのことであったので、平成 21 年 2 月 9 日に認可を受け、同年 3 月 12 日に「I 自治会」名義に所有権の移転登記を完了している。

ウ J 町会（船橋市）

○ 所有権移転登記が済んでいない事例

「J 町会」は、約 40 年前（昭和 40 年代半ば）に船橋市に 300 世帯の分譲開発が行われ、その宅地を購入し入居した者達で組織された町会である。

同町会は、入居当時、大型合併浄化槽によって各世帯からの下水処理が行われていたが、その後、公共下水道の普及・供用開始によって、浄化槽が不要となったため撤去し、跡地に公民館を平成 16 年に建設した。

公民館の建物は、当初、会長個人の名義で登記したが、いずれ認可を受けたら町会名義にする予定であったので、平成 20 年 3 月 25 日の認可後、直ちに移転登記を行った。

しかし、公民館敷地については、地元法務局で登記簿を調べたところ、入居当時の住民の氏名により浄化槽用地持ち分 300 分の 1 として登記が行われていたことが判明した。

この土地を町会名義に移転登記することについて同意を得ようと手続を進めたところ、16 人が既に船橋市から他に転居しており転居先の住所が不明で把握できないため、移転登記が出来ずに困っている状況である。

(注)

調査後、この問題については、住民基本台帳法の第12条の3の規定に基づく、第三者請求制度を利用し、認可を受けた地縁団体が団体名義にする必要性が認められると転出者の住民票は入手できることが分かったので、この旨を同町会長に案内教示することの必要性を同市自治振興課に連絡済みである。

(4) 調査以外で把握された事例・意見等

ア 富士宮市の事例

○ 所有権移転登記時の登録免許税

認可地縁団体制度が創設される前に、自治会が保有する不動産の名義及び相続に関する問題から、市有財産として市へ寄付されたものについて、当該自治会が認可地縁団体となったことから、市に対して無償譲渡を求めたものの、不動産の所有権移転登記における登録免許税の負担（約80万円）が発生するため、譲渡手続が進まなくなった。

○ 同市管財課の考え

- ・ 上記事例では、以後、相談はないが、今後も登録免許税を市で負担する考えはないので、進展することはないと思われる。
- ・ 市有財産の無償譲渡は、芝川町と合併したときも、各自治会に向けて話してきたが、わざわざ複雑な手続を経て認可地縁団体の設立を目指さなくとも、市有財産を無料で借り受けられる現状があるため、認可地縁団体の設立が進みにくいのではないかと考える。

イ 掛川市の意見

○ 自治会等における総会の表決権

認可地縁団体の制度は、構成員をその区域のすべての住民とし、未成年者も含む一人ひとりに総会の表決権が及ぶ。通常は世帯代表者が表決権をもっている慣習的な自治会運営の実態には合わず、自治会役員の負担増大や自治会の意思決定に遅滞を生じさせる状況を作り出している。

（本意見と同趣旨の意見が、高知市調査の際にも聞かれた。）

(5) その他

◎「遊休農地」問題

ア 農地法等の一部改正法（平成 21 年法律第 57 号）

【改正農地法のポイント】

- ① 限りある農地を最大限に有効利用
（株式会社等の貸借での参入規制の緩和）
- ② これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保
⇒ 農地確保のため遊休農地対策の強化

イ 遊休農地対策

遊休農地とは、1 年以上耕作されていない、今後も耕作される見込みがない農地等。

- 農業委員会は、毎年 1 回、農地の利用状況を調査
- 遊休農地の所有者等に対する指導（※）
⇒ 農地所有者等に対して、①自ら耕作するか②誰かに貸し付けるか等を指導
 - ・ 遊休農地である旨の通知、利用計画を提出し必要な措置を取るよう勧告、これら手続を農業委員会が一貫して実施。
その上で、当該所有者等が勧告に従わない場合には、最終的に都道府県知事が裁定を行い、農地保有合理化法人等が利用できるよう措置。

※ 所有者の調査

- ・ 登記簿や戸籍簿、固定資産税台帳等による確認、農協組合関係者への聞き取り等
- ・ 【所有者が不明な場合】⇒ 農業委員会が遊休農地である旨の公告
（6 ヶ月以内）
公告は農地の所在、地目、面積等を市町村公報に掲載等

- 遊休農地の利用希望者は都道府県知事に裁定を申請
（公告された所有者が不明の遊休農地も含む）

【都道府県知事の裁定】

所有権の移転等の協議（利用希望者←→所有者等）

※（病虫害の発生等により緊急に対応する必要がある場合等）



協議不調の場合における都道府県知事の調停
最終的には都道府県知事の裁定

- 所有者が判明しない遊休農地の裁定
〈裁定内容〉
① 5 年の利用権（公法上の使用収益権）②補償金の支払方法（供託）等

(5) 介護保険制度における通院等乗降介助の適用範囲の拡大

1 申出要旨

居宅で訪問介護を受けている介護保険の居宅要介護者が、いわゆる介護タクシー等の福祉輸送サービスを利用して、居宅から病院に通院等する場合、介護保険が適用され、通院等のための乗車又は降車の介助（以下「通院等乗降介助」という。）として、介護給付費が支給される。

しかしながら、居宅要介護者の目的地が複数ある場合であって、出発地及び到着地が居宅以外となる移送については、介護給付費の対象とならず、当該移送に係る介護費用は居宅要介護者が全額負担しなければならない。このため、居宅近くの複数の病院で診療を受けている居宅要介護者の中には、通院等乗降介助に係る介護給付費の支給を受けるため、1日に一つの病院へしか通院しない人もおり、居宅要介護者の経済的及び身体的な負担となっている。

居宅要介護者が複数の病院へ通院等する場合における出発地及び到着地が居宅以外となる当該複数の病院間の移送等についても、介護保険を適用し、通院等乗降介助に係る介護給付費の支給が受けられるように改善してほしい。

2 制度の概要

(1) 通院等乗降介助

通院等乗降介助とは、介護保険における訪問介護（介護保険法（平成9年法律第129号）第8条第2項）の一形態であり、居宅要介護者について、通院等のため、指定訪問介護事業者の訪問介護員等が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、介護給付費（居宅介護サービス費）の算定をすることができるものである。

この通院等乗降介助により算定することができる介護給付費の単位数は、1回につき100単位であり、1単位を10円とした場合、当該サービスに要する費用の額は1,000円となり、このうち、100分の90である900円が実際に介護給付費として支給されることになる（介護保険法第41条第4項第1号）。

なお、移送に係る運賃は、介護給付の対象外である。

(2) 出発地及び到着地が居宅以外となる目的地間の移送と介護保険の適用

本委員意見のとおり、1日に複数の医療機関を受診等する場合における医療機関から医療機関への移送に伴う介護については、「居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない」とされている（平成15年5月30日付け厚生労働省老健局老人保健課作成「介護報酬に係るQ&Aについて」のQ22）。

(3) 具体的な例

例えば、居宅要介護者が自己の居宅から医療機関Aに通院する際に福祉輸送サービスを利用した場合、居宅要介護者は片道100円（当該サービスに要する費用の額1,000円のうちの1割負担分）＋運賃1,000円（注）を負担することになり、往復で200円＋往復運賃2,000円を負担することになる（介護給付費は1,800円）。また、居宅要介

護者が自己の居宅から医療機関Bに通院する際に福祉輸送サービスを利用した場合も、居宅要介護者の負担は同様となる。したがって、2か所の医療機関に通院すると、居宅要介護者は、合計で400円+4,000円を負担することになる(介護給付費は3,600円)。

ここで、医療機関Aから医療機関Bへの移送も通院等乗降介助に係る介護給付の対象になると仮定し、1日で両方の医療機関に通院すると、居宅要介護者は300円+3,000円を負担することとなり(介護給付費は2,700円)、居宅要介護者の経済的な負担は軽減されると考えられる。

(注) 運賃は、単純化するため、一律片道1,000円とした。

(4) その他(身体介護が中心である場合の適用)

通院等乗降介助とは別に、

i) 通院等乗降介助の前後に連続して相当の所要時間(20分から30分程度以上)を要し、かつ、手間のかかる身体介護を行う場合(要介護4又は5の居宅要介護者の場合)

又は

ii) 居宅における外出に直接関連しない身体介護に30分から1時間程度以上を要し、かつ、当該身体介護が中心である場合(要介護1から5までの居宅要介護者の場合)には、身体介護が中心である場合として、その要した時間に応じた介護給付費を算定することが可能とされている。

また、この場合には、「居宅→医療機関→医療機関→居宅」のように目的地が複数であっても、目的地間も含めて居宅を介して一連のサービスと判断し得るときには、身体介護が中心である場合における通院・外出介助として介護給付費を算定することができる。とされている。

3 関係行政機関の意見(平成24年5月22日厚生労働省老健局振興課)

「通院等乗降介助」は、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護として算定されるものである。訪問介護は、介護保険法において、居宅要介護者の「居宅において(中略)行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話」とされていることから、居宅以外において行われるサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。

ただし、当該医療機関間の移動に行われる介助を「居宅において行われる目的地(病院等)に行くための準備を含む一連のサービス行為と見なし得る」場合には、訪問介護のうち身体介護として算定することは可能である。

当課が把握している範囲では、委員意見と同様の意見・要望は承知していない。